

その他施設(市内)

市指定特別展「吉向松月窯展」展示解説

内容 市指定文化財「吉向焼」の技術保持者である九世吉向松月さんによる展示解説をします。

日時 7/12(土)10:30～
場所 教育文化会館 費用 無料
☎ 教育文化会館 ☎810-6667

その他施設(市外)

FCティアモ枚方の試合観戦

内容 連携協定を結んでいるフットボールチーム「FCティアモ枚方」の試合を観戦します。

日時 8/31(日)14:30キックオフ
場所 たまゆら陸上競技場(枚方市立陸上競技場)
対象 市内在住・在学・在勤
定員 300人(先着)
費用 無料
申込 8/28(木)までにWeb予約
☎ FCティアモ枚方 ☎807-8864

大阪産デジタルスタンプラリー

内容 ぶどうの魅力を感じてもらうため、ぶどう直売所を周遊するスタンプラリーを開催します。詳細はHPをご覧ください。

日時 7/13(日)～8/27(木)
場所 交野市・柏原市等のぶどう直売所(35店舗)
☎ 府中部農と緑の総合事務所 農の普及課 ☎072-994-1515

清掃施設のバックヤード見学

内容 通常の施設見学で見ることができない、リサイクル施設等のバックヤードを見学。

日時 8/20(木)・21(金)
9:30～11:00、13:30～15:00
場所 四條畷市交野市清掃施設組合
定員 各10人(先着)
申込 7/30(木)～8/13(木)に管理課 ☎893-9955
(祝日を除く月～金曜日の9:00～12:00、13:00～17:00)
☎ 四條畷市交野市清掃施設組合 ☎893-9955

介護のしごと就職相談会と面接会

内容 無資格・未経験の方、中高齢者も相談できます。プロカメラマンによる証明写真撮影のサービスあり。同日「初めての介護のしごと応援セミナー」(要予約)も開催します。

日時 7/10(木)13:00～16:00(受付15:30まで)
場所 枚方ビオルネ5階 レンタルスペース「ビーゴ」
費用 無料
☎ 大阪福祉人材支援センター ☎06-6762-9006

創業プレセミナー

内容 創業の基礎を学ぶセミナーを開催します。今回のテーマは「創業についての基礎を学ぼう」。

日時 7/26(土)13:00～15:00
場所 枚方市総合文化芸術センター本館 創作活動室2
費用 無料
定員 25人(先着)
申込 Web予約
☎ 北大阪商工会議所中小企業相談所 ☎843-5154

くらしの情報

制度・業務

ブロック塀等撤去・改修補助制度

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

- 対象 次に該当する塀の撤去・改修
- ▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること
 - ▷撤去する塀の高さが60cm以上であること
 - ▷一部撤去の場合は撤去後の塀の高さが60cm以下となること
 - ▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと
 - ▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60cm以下とし、60cmを超える部分は軽量フェンスとすること
- ※高さはいずれも道路面からの高さ

補助額 ①撤去:費用の80%(上限10万円)
②改修:費用の80%(上限20万円)
※②のみの補助は受けることができません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。
☎ 都市まちづくり課 ☎892-0121

戸籍に記載される氏名のフリガナの通知書が届きます

5/26(月)に改正戸籍法が施行され、新たに氏名のフリガナが戸籍に記載されます。それに伴い、本籍地の市町村から原則として戸籍の筆頭者宛に、「戸籍に記載される氏名のフリガナの通知書」が郵送されます。(7月下旬頃発送予定)
認識と異なるフリガナが記載されていた場合は、必ず届出を行ってください。届出については、マイナポータルを利用してオンラインで行うことができます。また、郵送や窓口での届出も可能です。詳細については通知書や法務省のHPをご覧ください。
※公的年金受給の口座名義が戸籍のフリガナと相違している場合は、日本年金機構からお知らせを送付します。

☎ 市民課、医療保険課 ☎892-0121

児童扶養手当制度

父母の離婚、死亡や障がい等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になってから最初の3/31までの児童(一定の障がいがある場合は20歳未満の児童))を監護する母、監護し生計を同じくする父、または父母以外で児童を養育する方に支給されます。受給資格がなくなったとき(婚姻(内縁含む)、父・母の帰還、児童を養育しなくなった等)は、すぐに届け出をしてください。

受給についての条件

公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者(同居の親族)の所得制限、支給要件等の条件があります。
定例払い 7/11(金)
☎ 子育て支援課 ☎893-6406

木造住宅耐震化補助制度

耐震に関する各種工事等の補助契約着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

補助額

- ①耐震診断補助制度
1戸あたり上限5万円
- ②耐震改修工事補助制度
工事費用の80%(上限100万円)
- ③耐震シェルター設置補助制度
設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)
- ④木造住宅除却補助制度
除却工事費用の23%(上限40万円)

対象 次の要件全てを満たす方

- ▷S56.5月以前に建築された木造住宅(①～④)
- ▷耐震診断後の施工(②～④)
- ▷個人所有者等の課税標準額が507万円未満(②～④)

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 都市まちづくり課 ☎892-0121

